

(仮称)イオン塩釜ショッピングセンター(法第5条第1項)

- 1 届出者名
イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)イオン塩釜ショッピングセンター
塩竈市「塩釜海辺の賑わい地区土地区画整理事業」地内1-1、1-2、1-3、
2-1、2-2街区
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成19年4月13日
- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計
8,637平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
367台
 - (2) 駐輪場の収容台数
247台
 - (3) 荷さばき施設の面積
271.33平方メートル
 - (4) 廃棄物等保管施設の容量
68.33立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前9時
(閉店時刻) イオン株式会社 翌午前9時(24時間)
その他 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(駐車場1、2) 午前9時から翌午前9時まで(24時間)
(駐車場3) 午前6時から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の出入口の数
4か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から翌午前9時まで(24時間)
- 8 届出年月日
平成18年9月1日
- 9 縦覧場所
宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び塩竈市役所
- 10 縦覧期間
平成18年9月8日から平成19年1月9日まで(ただし、閉庁日を除く。)

11 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県産業経済部食産業・商業振興課

12 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第 8 5 号)及び意見書様式を参考のこと。